

住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯の子育て世帯の皆様へ

物価高騰重点支援給付金（こども加算分）のご案内

- 令和5年度住民税が非課税の世帯と均等割のみ課税の世帯で、18歳以下の児童を扶養している場合、児童一人当たり5万円が給付金に加算されます。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

◆ 支 給 対 象 と 支 給 額

基準日（令和5年12月1日）時点で和歌山市に住民登録があり、世帯全員の令和5年度の住民税がいずれかに該当する世帯の世帯主
※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く

- ①「住民税非課税」の世帯
- ②「住民税均等割のみ課税」の世帯
- ③「住民税非課税と住民税均等割のみ課税」で構成される世帯

世帯で扶養されている18歳以下の児童一人当たり **5** 万円
(平成17年4月2日以降生まれの児童(18歳に達する日以降最初の3月31日までの児童))

支給対象に当てはまる場合



確認書が届きます(要返送)

返送期限

令和6年**8月30日(金)**必着

次の場合は **申請** が必要です。

- ①別世帯に扶養している児童がいる。
- ②令和5年12月2日以降に生まれた児童がいる。

申請期限

令和6年**8月30日(金)**必着

【申請書配布先】

物価高騰重点支援給付金窓口（裏面参照）、
市ホームページからダウンロードできます。

詳しくは裏面をご確認ください



給付金の手続き

I 確認書が届いた世帯

対象と思われる世帯には、和歌山市から確認書が届きます。

内容を確認し、必要事項を記入の上、

下記事務局に確認書を返送してください。

申請内容を確認し給付要件に該当する方に対して、指定口座に振り込みます。

II 上記以外の方

給付金を受け取るには、申請が必要です。

①別世帯であるが、扶養している18歳以下の児童がいる場合

②令和5年12月2日以降に生まれた児童がいる場合

※対象になると考えられるが、書類が届いていない方は、事務局へお問い合わせください。



給付金の支給時期

提出書類の審査完了後、順次支給します。

!!!「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください !!!

事務局（郵送・持参先）

和歌山市物価高騰重点支援給付金事務局

住所：〒640-8154 和歌山市六番丁19 フジ田産業六番丁ビル1階

電話番号：073-499-5184 受付時間：平日 9:00～17:00

（土日祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く）

事業主体：和歌山市福祉局社会福祉部高齢者・地域福祉課 給付金担当

電話お問い合わせ

和歌山市物価高騰重点支援給付金センター

☎ 0120-969-861

受付時間：平日 9:00～17:00（土日祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く）